台風第15号による屋根等の被害への対応について

1. 支援制度

各種制度を活用して全てに切れ目なく支援

【全壊(半壊で解体)】

被災者生活再建支援金 : 300万円

(全壊・建設、半壊解体・建設)

【大規模半壊】

被災者生活再建支援金 : 150万円

(大規模半壊・補修)

応急修理(災害救助法): 58.4万円以内

【半 壊】

応急修理(災害救助法): 58.4万円以内

【一部損壊】

防災•安全交付金

(参考)鶴岡市瓦屋根修繕緊急支援事業の概要

・対象:被災した住宅の瓦屋根の修繕・改修工事

•補助金額:40万円以内

2. 被害認定調査の弾力的運用

- ・台風後の降雨被害も加味して判定
- ・被害面積の判断も柔軟に対応
- ✓屋根等の大部分に被害 ⇒概ね「全壊」 「大規模半壊」
- ✓屋根等から屋内浸水が あるような被害 ⇒概ね「半壊」
- 内閣府(防災)の職員を派遣し、調査方法等の周知を徹底

3. 被害認定調査の実施体制

- ·調査の実施体制(9月22日時点) 活動中:318人(応援職員を含む)
- ・館山市、南房総市等は、国で必要な応援職員の数を試算し、被災自治体と調整の上、 プッシュ型で応援職員を投入

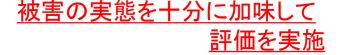
概ね発災1ヶ月程度(10月11日)を目標に、 調査を迅速に実施

令和元年台風第15号における被害認定調査の実施について

住家の被害認定調査の弾力的運用ついて

(9月20日に事務連絡を通知済み)

- 台風による被害に、降雨による被害も加味して判定
- 屋根、天井等の損傷面積率を柔軟に判断 (損傷部分の周辺の状態も考慮)



内閣府(防災)の職員を派遣し、調査方法等の周知を徹底

被害程度のイメージ

(被害認定基準運用指針に基づき調査を実施すれば、概ね以下のような被害の程度となる)

前提:2階建て住家。(平屋住家で同様の被害が出ている場合には、さらに損害の程度が高くなる。)

瓦屋根等に被害はあるが、雨漏りなし

など

瓦屋根等に相当程度の被害が あり、屋内が雨水で浸水

など

瓦屋根等の大部分に被害

など

<被害程度のイメージ>





概ね「一部損壊」





壁クロスの剥離等

概ね「半壊」



葺材の大部分損傷



概ね「大規模半壊」又は「全壊」